令和8年 6月定例

教育委員会会議 議事録

令和8年(2026年)6月18日

吹田市教育委員会

令和8年6月定例教育委員会会議

開催日時	令和8年（2026年）6月 18 日 15 時 30 分～16 時 38 分
開催場所	さんくす3番館4階 教育委員室
出席委員	教　育　長　大江 慶博 教育長職務代理者　安達 友基子 委　　員　福田 知弘 委　　員　和田 光代 委　　員　谷池 雅子 委　　員　杉本 貴志
出席説明員	学 校 教 育 部 長　大山 達也 地 域 教 育 部 長　二宮 清之 教　　育　　監　植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務　宮崎 直子 学校教育部次長学校教育室長兼務　木谷 美香 教育未来創生室長　薬師川 晃 保 健 給 食 室 長　堀 みどり 教育センター所長　須藤 渉 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務　堀 哲郎 青 少 年 室 長　国本 光弘 教育総務室参事　市川 泉 教育総務室主幹　長尾 和樹 学校教育室参事・指導主事　荒木 大輔 学校教育室主幹・指導主事　中川 彩 まなびの支援課主幹　金塲 昭一郎 中 央 図 書 館 長　大平 香代 中央図書館主幹　栗生 育美 健都ライブラリー館長　長尾 理恵 健都ライブラリー館長代理　大塚 紘二

議事日程

第1　報告第12号　吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について
第2　報告第13号　吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について
第3　報告第14号　教職員人事内申について
第4　請願第1号　中央図書館における障害原因の明確化、及び利用者対応の改善に関する請願
第5　議案第29号　吹田市立健都ライブラリー指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について
第6　議案第30号　吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について
第7　教育長報告

議事内容

〇大江慶博教育長

ただいまから６月定例教育委員会会議を開会します。署名委員に福田委員を指名いたします。

それでは、本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

〇宮崎直子学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席設置可能数は 10 席で、現在の傍聴希望者数は５名でございます。

〇大江慶博教育長

それでは、本日の傍聴は 10 名まで許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

［「異議なし」の声あり］

〇大江慶博教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は 10 名まで許可します。

傍聴者の入室を許可いたします。

－　傍聴者入室、着席　－

〇大江慶博教育長

次に、本日の日程第３、報告第 14 号及び日程第６、議案第 30 号については人事案件のため、また、日程第５、議案第 29 号については、公表することにより公正な選定に支障を来すおそれのある案件のため、さらに、日程第７、教育長報告①、「生徒指導事案について」は、公表に関し関係者の確認前であることから、吹田市教育委員会会議規則第５条第１項の規定により、秘密会といたします。

加えて、議事運営を効率的に行うため、日程第７、教育長報告②「各部からの報告事項について」を請願第１号の次に行い、日程第３、報告第 14 号を日程第７、教育長報告②の後に行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

［「異議なし」の声あり］

〇大江慶博教育長

異議なしと認め、日程第３、報告第 14 号、日程第５、議案第 29 号、日程第６、議案第 30 号及び日程第７、教育長報告②を秘密会とすること及び議事順序の変更を行うことを決定いたします。

それでは、議事に入ります。

日程第１、報告第 12 号「吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について」及び報告第 13 号「吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について」を一括議題とします。

事務局の説明を求めます。

〇金塲昭一郎まなびの支援課主幹

議案書１ページの日程第１、議案第 12 号及び議案書７ページの日程第２、議案第 13 号「吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について」御説明申し上げます。

本工事については、令和８年５月市議会定例会において、地中障害物による工期の延長などに伴い、工事請負契約の一部を変更する議案を提案しようと手続を進めておりましたが、議案書完成時に、令和７年９月市議会定例会提案の当該工事請負契約締結の議案書のうち、工期の完成の日付に誤りがあったことに気づき、まず５月 28 日の市議会本会議において、この工期の誤りを正しくする工事請負契約変更議案を提案し、可決されました。また、これにより後日の６月４日の市議会本会議において、本来予定していた地中障害による工期の延長等に伴う工事請負契約変更議案を契約が失効する６月 15 日までに議決していただく必要があったため、追加提案し、可決されました。

以上により、契約の失効のときが迫り、先に

議会の議決を得る必要があったため、市長が作成する議会の議案２件について、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第４条第２項の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので報告するものでございます。

また、誤った議案をもとに教育委員会会議に議案として提出し、議案を撤回させていただいたことに対しまして、謹んでおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

まず、議案書３ページを御覧ください。

日程第１、議案第 12 号「吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について」は、令和７年９月定例会において、御可決賜りましたが、その議案書において、工期の完成に誤りがあったことが判明したため、工期の完成を令和８年９月 30 日から６月 15 日に変更したものでございます。

恐れ入りますが、議案書５ページを御覧ください。

本事案の原因としましては、令和７年９月定例会の議案書の作成時には、工期の完成は「令和８年６月 15 日」と決定していたものの、当初検討していた「令和８年９月 30 日」と誤認したまま、仮契約書よりも工期確定前の関連資料に基づいて、作成、確認作業を進めたことが誤りの原因でございます。

議会で議案書に基づいて御審議をしていただき、市の最終的な団体意思決定である御議決をしていただく上で、あってはならない重大な誤りと深刻に受け止めており、深く反省しております。

今後、このようなことが起こらないよう、仮契約書に基づき、細心の注意を払って議案を作成、確認することを徹底してまいります。

続きまして、議案書 11 ページを御覧ください。

日程第２、議案第 13 号「吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について」でございます。

こちらの議案は、先ほど御説明しました工事請負契約変更議案を議会で御可決いただいたことを受け、本来予定していた地中障害による令和８年６月 15 日から令和８年７月 21 日への工期の変更のほか、この工期の変更とインフレスライド条項適用に伴い、１億 5,241 万 4,900 円から 413 万 6,000 円増額して、１億 5,655 万 900 円に工事請負金額の変更を行う工事請負契約の一部変更の議案を議会に追加提案し、御可決いただいたものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〇大江慶博教育長

説明は終わりましたが、この２件について、御質問、御意見ございませんか。

よろしいでしょうか。

では、この件を承認することに御異議ございませんか。

［「異議なし」の声あり］

〇大江慶博教育長

では、報告第 12 号「吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について」及び報告第 13 号「吹田市吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更について」を承認いたします。

くれぐれも同様のミスを繰り返すことのないよう、よろしくお願いします。

次に、日程第４、請願第１号「中央図書館における障害原因の明確化、及び利用者対応の改善に関する請願」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

〇市川泉教育総務室参事

請願第１号、「中央図書館における障害原因の明確化、及び利用者対応の改善に関する請願

について」御説明させていただきます。

議案書の 15 ページを御覧ください。

請願者は、吹田市にお住まいの山田氏で、請願内容は、請願事項の１－１として、令和８年１月９日に発生した図書館システムのレスポンス遅延及び１月 10 日に発生した同システムのサーバーからの異常メッセージ表示について、障害原因の明確化を求めるものです。また、請願事項の１－２として、この件についての請願者からの問合せに対する図書館側の対応の改善を求める内容となっております。

○大平香代中央図書館長

中央図書館から説明させていただきます。

１月９日から 11 日にかけてインターネット上での図書館システムの蔵書検索に通常よりも処理に時間がかかる事象が発生いたしました。事象発生中は、システム事業者による常時監視が行われ、予防措置も取られたことで、11 日には障害が解消されました。システム事業者に原因を確認したところ、令和７年 12 月 22 日から令和８年１月８日まで図書館システムの更新によりシステムの利用を停止していた影響で、１月９日の再稼働直後からインターネットを介して多くのアクセスがあったことによるものとの説明を受けました。

その事象について、令和８年１月９日に、請願者より発生の原因究明と再発防止策等の説明を求められました。以降、５月にかけて、請願者からの問合せに対して、図書館では電話及びメールで障害の原因はアクセス集中である旨の説明を繰り返し行いました。また、１月 31 日付で、システム事業者からシステム不具合の原因について、長期休館後のアクセス集中が大きく起因している内容の報告書を書面で受理しています。

その後、請願者から、障害原因特定のための資料について、４月 23 日に公文書公開請求がなされました。市からは５月 20 日付で、全部公開決定２件及び不存在決定６件の情報公開請求の決定を行っています。

それらの対応の後、令和８年５月 22 日に教育長に対し、請願書が提出されたものです。

次に、図書館の対応についてですが、請願者に対しては、御迷惑をおかけしたことをおわびした上で、１月 22 日、２月２日、３月 10 日、３月 25 日、４月８日及び４月 22 日に、電話やメールで原因の説明を行っております。

その後、４月 23 日付で行われた請願者の８項目にわたる公文書公開請求に対しては、祝日等により対応の整理に時間が不足すると見込まれたため、一度の延長を行いましたが、５月 20 日付の公文書公開決定通知書において、システム不具合に対するシステム事業者からの報告書については公表をしております。不存在とした部分については、図書館としては、請願者が求めるような形でのアクセスログ等のデータは、システム事業者から提供を受けていないため不存在と通知したものです。

よって、障害原因について、これ以上明確化できるものはなく、障害対応についても既に完了しております。また、問合せに対しても、図書館として時間をかけて対応しており、通常業務におきましても誠実かつ丁寧な利用者対応に努めております。

中央図書館からの説明については、以上でございます。

○大江慶博教育長

請願の趣旨、それからそれに関わる経緯等について、それぞれ説明がありました。

では、この件について、御質問、あるいは御意見ございましたらお願いします。

○安達友基子教育長職務代理者

今御説明いただいたんですが、もう少し具体的にどんな不具合だったのか教えていただけますか。

○栗生育美中央図書館主幹

インターネット上の検索ページでつながりづらくなったり、次の画面の呼び込み時間がか

かったりしていました。利用できる時間もありましたが、通常よりも画面の遷移が遅い時間が長引いたと確認しております。スマートフォンで蔵書検索のサイトで検索する方も多いのですが、画面の読み込み時間がかかると、繰り返しスマートフォンの画面をタップすることが多くなります。そのため、さらにアクセスが多くなり、本事象が長引いた原因の一つではないかと推測しています。

なお、図書館の館内のシステムには問題は発生しておらず、貸出しや返却、窓口でのサービスなどは通常どおり行いました。

以上でございます。

○大江慶博教育長

よろしいですか。

ほかに御質問等ございますか。

○福田知弘委員

今の話をお聞きしますと、館内はシステムに問題はなく、外部からのアクセスに関するシステムの不具合のようなんですけども、市民の方から、ほかに意見はありましたでしょうか。

○栗生育美中央図書館主幹

数件いただきました。ホームページの画面の表示に時間がかかっていることについてのお問合せでございました。

○大江慶博教育長

よろしいですか。

ほかに御質問ありますか。

○和田光代委員

請願事項に、障害原因の明確化を請願するとありますが、障害原因を示したものは情報公開で示されたことが全てですね。

○栗生育美中央図書館主幹

そのとおりです。これ以上お示しできる障害原因はございません。

○大江慶博教育長

ほかに御質問、御意見ございませんか。

では、先ほどの説明、それから今のこのやり取りを整理しますと、請願内容の１点目、障害原因の明確化については、請願者の方が公文書公開請求により、既に取得されている文書以外にないということ。

それから、２点目の利用者対応の改善、これについては、これまでも図書館として適切に対応しており、利用者対応に問題はないというようなことが整理できると思います。

つきましては、本請願については不採択とするのが妥当と考えますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

［「異議なし」の声あり］

○大江慶博教育長

では、異議なしと認め、請願第１号「中央図書館における障害原因の明確化、及び利用者対応の改善に関する請願について」は、不採択とします。

なお、図書館のインターネット上での蔵書検索に時間がかかるなどの不具合が発生し、利用者に御不便をおかけしたことがそもそもこの請願の起点となっています。図書館が提供するシステムは広く市民の方に利用されるものであるため、図書館の担当者については、今後こうしたことがないように、システムの安定的な稼働に努めていただきたいと思います。

また、本市では、職員が安心して職務を遂行することができる環境を確保するとともに、市民が行政サービス等を利用する環境が悪化することを防ぎ、もって公正な市政の運営に資することを目的に、「吹田市社会通念上相当な範囲を超えた言動による職員の被害の防止に関する条例」が定められております。

この条例の趣旨を踏まえ、要望の内容や頻度等が社会通念上相当な範囲を超えた言動に対しては、毅然とした対応を行っていただきたいと思います。

教育委員会事務局の他室課においても同様にお願いいたします。

次に、日程第７、教育長報告①「各部からの報告事項について」を議題とします。

まずは、学校教育部長から報告をお願いします。

〇大山達也学校教育部長

学校教育部からは、５月定例市議会につきまして、現在も会期中ではございますが、本会議での質問が終了いたしましたので、学校教育部からの提案案件と本会議での主な質疑等の概要について、御報告申し上げます。

議案書の39ページ及び40ページを御覧ください。

初めに、学校教育部からの提出案件につきましては、（１）から（６）までのとおりでございます。いずれも学校の工事契約や備品購入契約の締結に関して、市議会の議決を求めるものでございます。

（４）及び（６）を除く４つの案件につきましては、夏休み中の工事が必要なことから、定例会の初日に議決をいただいております。

残りの２つの案件につきましては、６月25日の本会議で討論・採決が行われる予定です。

次に、本会議での主な質疑内容について、御説明いたします。

１点目は、教員の働き方改革につきまして、成果の見える化でありますとか学校管理職の地域団体への参加を見直して、専任の担い手に移行する考え方等についての質問がございました。

これに対しましては、学校ごとに数値を示すことは困難ですが、働き方改革の本来の目的である「児童生徒によりよい教育を提供すること」に係る成果はアンケート調査を行うなどし、市のホームページ等で公表することや、学校管理職の地域諸団体への関わりについては、地域に対し、負担軽減に向けた理解と協力をお願いしていること、活動が活発な地域など、管理職の関わりが多く求められる学校には学校副管理者を配置し、負担軽減を図るなどの取組を進めていること、その一方で、地域などとの交流は学校運営上の好機、よい機会であるということで、学校の意向を踏まえながら、さらなる負担軽減に取り組んでいくなどを答弁しております。

次に、２点目ですが、中学校給食調理等業務委託契約についてでございます。

こちらは、契約締結の報告時期、委託料の内訳や支払時期、議決に付さずに契約締結したことの法的根拠などの確認がございました。

これに対しまして、今後はより迅速な情報提供に努めること、業務ごとの金額と月払い等の支払い時期、当該契約については、工事や製造のように成果物の完成を目的とするものではないということで請負契約には該当しないことから、議決が必要な契約ではないといったことを答弁しております。

次に、３点目、本市の平和学習についてでございますが、平和学習について偏りのない教育をするための対策、修学旅行で平和学習を行うことの意義、教育の独立性の確保等について質問がございました。

これに対しまして、偏りのない教育をするため、授業計画に複数の教員が関わり、必要に応じて管理職が内容を確認していること、修学旅行先での学びは、授業で得た知識を自分事として捉え直す機会として認識していること、教育基本法や学習指導要領等の関係法令に基づき、地域の実情に応じた教育活動が守られる、中立的かつ適正な教育行政を行っているなどと答弁しております。

次に、４点目は、学校給食における飲用牛乳停止の周知についてでございます。

食物アレルギー症状がない場合も牛乳を停止できることについて、学校や保護者への周知、牛乳の廃棄による食品ロス削減の観点からの見解等について質問がございました。

これに対しまして、学校に対しましては、校長指導連絡会を通じて文書で周知をする予定であることや、保護者に対しましては、今後周

知方法を検討するということ。

食品ロスの観点につきましては、食育の重要な取組の１つであること、食べ物を大切にする意識を育てることなどを答弁しております。

次に、５点目ですが、部活動指導に意欲のある教職員の兼職兼業ルールの整備についてでございます。

こちらは、指導者不足による学ぶ機会の損失を防ぎ、確実な指導体制を構築するために、意欲のある教職員が部活動の指導を継続できるよう、兼職兼業ルールの整備を求めるといった質問がございました。

これに対しましては、令和３年の文部科学省通知で、教員の部活動指導は教職調整額の対象でありまして、報酬と重複しない整理が必要とされていることから、部活動指導を教員の勤務の枠組みから切り離し、国や府の動向を見ながら、適切な関わり方を検討していくということを答弁しております。

次に、６点目ですが、コミュニティスクール導入による教育環境の充実と財源確保についてでございます。

補助金確保による財政的意義や教育的意義から、既存の団体をベースにコミュニティスクールの導入をすべきという御質問がございました。

これに対しましては、学校運営に地域や保護者の意見を反映する取組は、地域教育協議会等を基盤に進めているところでありまして、「地域とともにある学校づくり」の目的は、一定程度実現できているということ、また新たな費用や教員の負担が増えない仕組みの構築など検討すべき課題も多いということから、現在の体制の充実により本質的な課題に向き合うことなどを答弁しております。

次に、７点目は、学校徴収金の公会計化についてでございます。

学校徴収金の公会計化に当たって、PTA 会費の取扱いに関するシステム上の提案等がございました。

これに対しましては、提案のあった支援方法はいずれも課題があり、採用は難しい状況でありますが、PTA 協議会の役員さんと協議を進める中で、円滑な実施に向けて検討していくといったことを答弁しております。

次に、８点目ですが、自校屋外プールと水泳授業の在り方についてでございます。

猛暑による子供の健康管理や授業数の確保を考慮すると、水泳授業を屋内プールを有する外部の施設に移行することや、外部のインストラクターに委託して、効果的な技術指導を受けてはどうかといった御質問がございました。

これに対しましては、自校プールの活用は、限られた授業時間を最大限に活用できる点、安全確保の点、担任教員の直接指導は児童・生徒の個々の特性を把握しながら指導できるという点において、大きな教育的効果があると認識しているといった答弁をしております。

次に、９点目ですが、デジタル教育が子供の成長に及ぼす影響についてでございます。

スウェーデンなどデジタル教育を進めてきた諸外国におきましては、紙の教科書等アナログに回帰している状況があるという例を示されまして、本市の ICT 活用の方向性等について、御質問がございました。

これに対しまして、誰一人取り残されない学びの保障の観点から、児童・生徒の発達段階や個別の状況に配慮して、教育 DX の推進に取り組んでいることや、鉛筆で文字を書くなど感覚を働かせる活動を基本に、プレゼンテーションなど教育的効果が高い場面で学習用端末の活用を推進するなど、アナログとデジタルをバランスよく使い分け、児童・生徒が選択して活用できる力を育む教育が重要であるなどと答弁しております。

学校教育部に関連する報告は以上でございます。

〇大江慶博教育長

では、ただいまの報告について、御質問、御意見ございませんか。

よろしいですか。

では、続いて、教育監から報告をお願いします。

〇植田聡教育監

私のほうからは、次期学習指導要領につきまして、報告いたします。

議案書41ページ、資料を御覧ください。

文部科学省が定める学習指導要領は、約10年ごとに改訂されますが、本日は、次期学習指導要領の小・中学校における全面実施に向けた動向について、御説明いたします。

今回の次期学習指導要領の議論は15年後の社会をイメージしており、その頃は人から言われたことを処理する仕事はAIが担い、「自分で何をするかを決める仕事」が残る時代とされており、「自分は何をしたいのか」という意思を持つことが何よりも大切になります。自らの「好き」や「得意」を見つけて夢につなげる力、根拠を持って説明し、多様な他者との合意形成する力、学び続ける力といった力をいかに引き上げるかが、次期学習指導要領の最大のテーマとなっています。

１つ目、スケジュールですけれども、令和７年度に国で取りまとめられました「論点整理」をもとに、今年度には、各教科等別の専門部会等が実施され、各教科等の具体的な方向性について検討が進められています。今年度中には「答申」が取りまとめられ、令和９年度からは、小・中学校において周知・移行期間が始まります。小学校では令和12年度から、中学校では令和13年度から次期学習指導要領が全面実施となります。

２つ目といたしまして、現行の学習指導要領は、情報技術の進展や社会の多様性などを踏まえ、「豊かな創造性を備えた持続可能な社会の創り手」を育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることを目指して、平成28年度までに検討が進められ、平成29年に告示されましたが、当時の想定よりもはるかに早く社会は変化しています。特に多様性の進展は顕著でありまして、不登校・不登校傾向の子供や外国籍の子供など、様々な背景を抱える子供たちや、その家庭の「多様性」を包摂する必要がさらに高まっています。

また、生成AIの進化も加速しており、「使うか使わないか」という議論ではなく、「負の側面も制御しながらよりよく使いこなす力」がこれからの社会では求められます。

さらに、労働市場も大きく変わりつつあり、企業の採用に占める中途採用の割合は半数近くにまで上がっていることから、転職は一般的になり、生涯にわたって、自律的に学ぶ力を身につけることが不可欠となっています。

このような背景を踏まえ、令和７年度に「論点整理」で示された「主体的・対話的で深い学びの実装」「多様性の包摂」「実現可能性の確保」の３つの方向性をもとに、各教科等での専門部会等で議論が今進められています。

３つ目としまして、次期学習指導要領では、変化の激しい社会において、「学びに向かう力」は人生を支える力として一層重要になってくるという考え方のもと、学習評価は、従来のテストや評定といった記録のためのものから、子供の学習改善を支えるためのアセスメントとフィードバックを重視したものへと質的な転換が図られる方向です。教員が子供のよさを見取り、適宜助言をする形成的評価に注力できる環境整備が必要となってきます。

また、多様な子供たちへの対応を強化するため、「調整授業時数制度」の創設が予定されています。今回、これが大きなポイントとなりますけれども、本制度は、年間の標準総授業時数を維持しつつ、各教科の標準時数の柔軟な運用を認めることで「調整授業時数」を捻出しようとするものです。この捻出した時間を特定の教科の充実に充てたり、独自の教育プログラムを実施したりするなど、各学校において柔軟な教育課程の編成を可能とする方向で議論が進んでいます。加えて、通級指導が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒への支援など、個々の児童生徒に着目した教育課程のさらなる充実も図られる方向です。これ

により、教育課程全体の包摂性を高めていくことを目指しています。

４つ目としまして、デジタルですけれども、授業に欠かせないツールとなってきている１人１台の学習用端末ですが、文房具のように日常的に活用できるよう、ネットワーク環境の整備とともに、情報活用能力の育成と抜本的な向上を図る方針で、「デジタル学習基盤を前提とした学習指導要領」へと移行します。

５つ目としまして、本市の取組ですが、これらの国の動きを受けまして、本市としましても、教職員研修やネットワーク環境の整備、教員の働き方改革など、様々な側面から、次期学習指導要領の全面実施に向けた授業改善・環境改善を努めているところです。

次期学習指導要領をめぐる議論は、未来を見据えつつも、現在の学校現場の課題を踏まえて行われています。教育委員会では、「遠い未来」ではなく、「明日」の授業を変える視点で、次期学習指導要領をめぐる議論を注視し、確かな改善に生かしてまいりたいと考えています。

今後、年度末には、次期学習指導要領が告示されますので、必要に応じてこの場でも進捗を報告したいと考えています。

この話とちょっと関連することで、6月10日に、紙とデジタルそれぞれのよさを生かした教科書作成を可能とする「学校教育法の一部を改正する法律案」が参議院本会議で可決され、成立しました。今回の制度改正は、デジタル化自体を目的とするものではなく、これまで紙だけが認められていた教科書にデジタルを取り入れて作成することを可能とすることにより、子供たちの学びの質を高めることが目的です。このデジタルと教科書に関しましては、次回のこの場でもまた報告したいと考えていますので、よろしくお願いします。

〇大江慶博教育長

報告が終わりました。

この内容について、御質問、御意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。

では、地域教育部長から報告をお願いします。

〇二宮清之地域教育部長

地域教育部から市議会令和８年５月定例会について、報告させていただきます。

先ほどの報告第12号及び報告第13号とも一部重複する部分がありますが、御容赦願います。

議案書の43ページを御覧ください。

まず初めに、本会議における主な質疑内容について、議員から地域教育部に質問されました主な３つの項目を紹介いたします。

１つ目、留守家庭児童育成室の入室申請基準の見直しについて。

２つ目、太陽の広場に係る現在の事業費と国の補助対象から外れた理由について。

３つ目、教育的施設の持続可能な運営と民間感覚の導入について質問がありました。

次に、地域教育部からの提出案件について、議会に提出した５つの議案に関し、報告させていただきます。

１つ目の議案第52号は、吹田市立自然の家大規模改修工事（建築工事）について、請負契約を締結するものでございます。

２つ目の議案第55号は、吹一地区公民館及び吹一地区高齢者いこいの間建設工事（建築工事）の請負契約について、国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第６項、いわゆるインフレスライド条項の適用により、請負金額が変更になったため、契約の請負金額を変更するものです。

３つ目の議案第56号は、吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）の請負契約について、令和７年９月定例会に提出した請負契約の議案内容に誤りが今般判明したため、その誤りである工期の完成を正しく変更するものです。

５月28日の本会議で提案し、ミスの経過や原因、再発防止策に関する質問や意見がありましたが、同日即決で承認されました。

４つ目の議案第57号は、重文旧西尾家住宅

主屋ほか６棟建造物保存修理工事（Ⅰ期工事）について、解体工事や詳細な調査を進める中で、建物の一部が別の建物等と躯体の構造をなす柱を共有していることや、当住宅の改造の履歴等により、文化財保護の観点から改変部分を復原する必要があることのほか、一部の建物の経年劣化が想定以上に進んでいることなどが判明したため、本工事での一体的な修理等による対応が必要なことから、工事請負契約のうち、工期及び請負金額を変更するものです。

５つ目の議案第 66 号は、吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）について、増築する昇降機棟のくい打設時に地中障害があり、くい打設ができない箇所があることが判明し、地中障害の撤去とくいの再打設に１か月程度の期間を要したことから、工事請負契約のうち、工期延長の変更を行うとともに、延長に伴う経費の増額と、国の要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第６項、いわゆるインフレスライド条項の適用により、請負金額の変更を行うものです。

６月４日の本会議で提案し、質問及び文教市民常任委員会による審査もなく、同日即決で承認されました。

各議案の審議状況につきましては、吹田東地区公民館大規模改修及び昇降機設置工事（建築工事）請負契約の一部変更の２つの議案は、説明いたしましたとおり、契約が本年６月 15 日に失効するため、既に議決され承認を得ておりますが、それ以外の３つの議案は、６月 25 日の本会議で、文教市民常任委員会への審査の付託が省略され、質疑、討論・採決が行われる予定です。

地域教育部からの報告は、以上となります。

〇大江慶博教育長

報告が終わりました。

この件について、御質問、御意見ございませんか。

これまでの議会に比べて、質問数が少ないように思うのですが、何か議会運営で変更があった点について、どなたか御説明いただけますか。

〇二宮清之地域教育部長

試行的にはなるのですが、今年度は５月と 11 月の２つの定例会におきまして、半数の議員がそれぞれ質問をされることになりました。これまでは毎定例会で全議員が質問をされていましたが、議会でも改革を進められるということで、そのような取組を試行的に実施されるということでございます。これにより、今、教育長から御質問を受けたように、質問数が少なかったということになっております。

〇大江慶博教育長

ありがとうございます。

それでは、教育長報告①「各部からの報告事項について」を終わります。

ここからは、既に秘密会と決していますので、恐れ入りますが、傍聴の皆様は御退室をお願いいたします。

職員入替えのため、暫時休憩とします。

－　傍聴者　退室　－

－　秘密会　－

ここで秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、６月定例教育委員会会議を閉会いたします。